

岩手県告示第324号

県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等（平成20年岩手県告示第791号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を<u>管轄する広域振興局土木部、広域振興局総合支局土木部又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所に</u>、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に次のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>3 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 提出場所及び方法 県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を<u>所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（遠野土木センターの所管区域にあつては花巻土木センター、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）</u>に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県県土整備部建設技術振興課に次のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	